三三四　チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二三　三
三三五　強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約への締約国の追加に関する件　二三　三
三三六　紛失の届出により失効した旅券の告示　二三　185　一
三三七　東ティモール民主共和国における社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二四　五
三三八　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二六　三
三三九　武器貿易条約のキプロス共和国等による批准等に関する件　二九　一
三四〇　ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　二
三四一　セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　二

〇財　務　省

二二七　外国為替に関する省令第八条の七第十号及び第十二条の三第八号の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件　一　三
二二八　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　一　四
二二九　大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて関税定率法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件　三　特34　一
二三〇―二三三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　四　四
二三四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　四　六
二三五　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　四　七
二三六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　四　七
二三七―二三九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　176　一
二四〇―二四七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　176　三
二四八　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二六　三
二四九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　190　一
二五〇　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの輸入数量を告示する件　三一　五
二五一　平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三一　六
二五二　平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　六
二五三　平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三一　六

〇文部科学省

一〇七　文化財を登録文化財に登録する件　一　170　一
一〇八　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部を改正する件　二　三
一〇九　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部を改正する件　二　四
一一〇　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　五　五
一一一　重要文化財を国宝に指定する件　一七　181　二
一一二　重要文化財に有形文化財を追加して国宝に指定する件　一七　181　二
一一三　重要文化財を統合し有形文化財を追加して国宝に指定する件　一七　181　五
一一四　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　一七　181　五
一一五　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　一七　181　六
一一六　有形文化財を重要文化財に指定する件　一七　181　六
一一七　重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　一七　181　一〇
一一八　重要文化財を統合し有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　一七　181　一一